

基本目標Ⅵ 健康・福祉

子育てしやすく 健康で人にやさしいまちづくり

6-1 結婚・こども・子育て支援

6-2 健康・医療

6-3 高齢者福祉

6-4 地域福祉

6-5 障がい者福祉

6-6 社会保障

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）

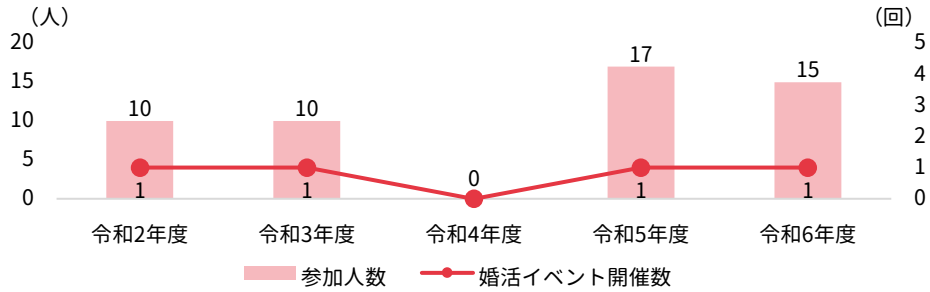


6-1 結婚・子ども・子育て支援

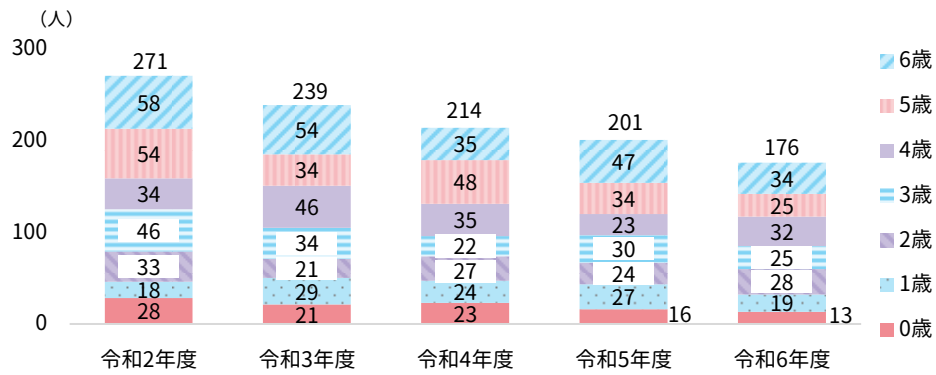
現状と課題

- 出生率低迷の背景として、未婚者の増加、晩婚化や晩産化が進んでいることから、出生率の改善や定住人口の確保に向けて、住民の結婚を支援する取組を推進していくことが必要となっています。
- すべての子ども・若者の権利や最善の利益が尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現が求められています。
- 本町の合計特殊出生率は、全国や千葉県の水準を下回って推移していますが、就学時の子どもの数は出生時より増加の傾向がみられています。多くの子育て家庭が本町で子どもを育てていきたいと思えるような町を目指し、地域全体で子どもやその家庭にやさしいまちづくりを推進していくことが必要となっています。
- 核家族の増加や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民から子育てに対する支援を得ることが困難な状況になるなど、子育て環境は大きく変化しており、地域の実情に合わせて子育て支援施策を充実していくことが求められています。
- 子ども家庭センターの機能を活かし、妊娠期から子育て期を包括的に支援するとともに、学童期、思春期に至るまで保健、福祉、保育、教育、医療、民間団体などの子どもを取り巻く様々な関係機関と連携し、子どもやその家庭を継続的に支援することが求められています。
- 保育園2園では、待機児童を発生させることなく保育需要に対応してきたのに加え、三育学院大学と連携した英語教室や自然環境保育を実施するなど、特色ある保育を展開してきました。子育て世代からは、更なる保育内容の充実や保育サービスの提供が求められています。
- 子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが求められます。
- 人口は減少傾向にあるものの、働き方が多種多様となり3歳未満児の保育園の利用希望や一時保育の利用などが増加傾向にあることから、保育ニーズに合わせた運営体制を整えていく必要があるとともに、保護者が一緒に過ごす時間を確保することも必要となっています。
- 困難を抱える子どもやその家庭は様々な要因が複合的に重なり合っていることが多いことから、専門職や保健、福祉、教育など関係機関との連携による継続的な支援が必要となっています。

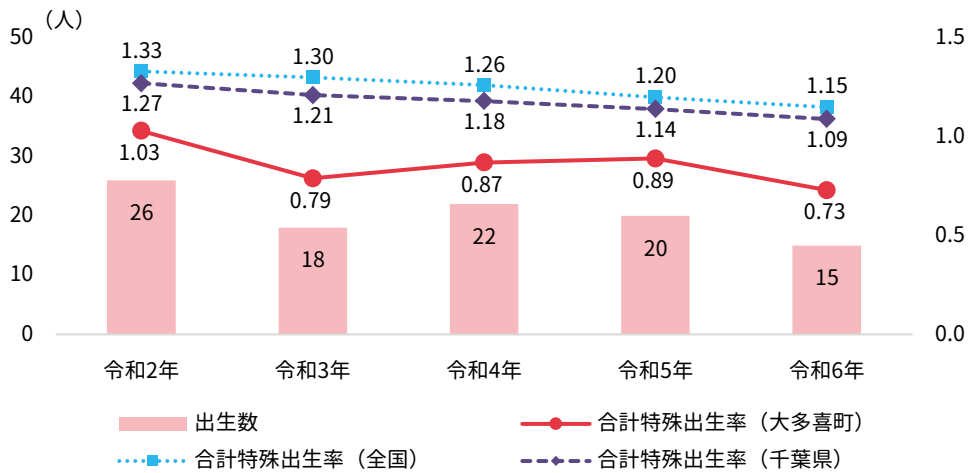
【婚活イベント実施回数・参加者人数の推移】



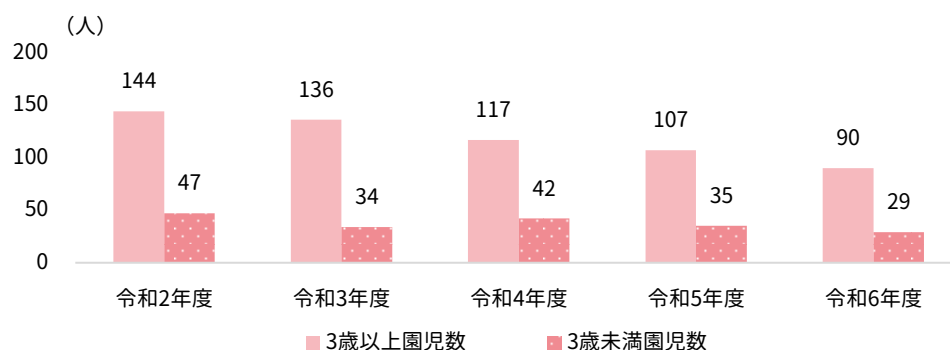
【就学前児童の推移】



【出生数、合計特殊出生率の推移】



【保育園の園児数の推移】



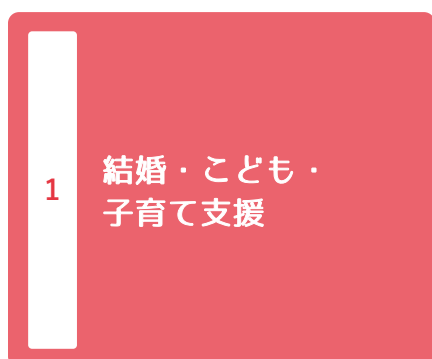
各年度4月1日時点
資料：児童数報告

基本方針



- 定住人口の確保に向けて、結婚支援を推進します。
- こどもまんなか社会の実現を目指します。
- 妊娠期、子育て期、学童期、思春期に至るまで切れ目のない支援を行うことで、こどもの成長発達を見守り、支援していくとともに、安心して育児ができる環境づくりを目指します。
- 多種多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの継続的な提供に努めるとともに、保護者と一緒に過ごす時間の大切さについて周知を図ります。
- 保育園、小学校、中学校、高等学校と連携を図り、学びの連続性の確保に努めます。
- 子育て支援センターやこども家庭センターで、子育て相談や支援など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施するとともに、子育て家庭の負担軽減に努め、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図ります。

施策の体系



- 1 結婚促進のための支援施策の推進
- 2 こどもまんなか社会の形成
- 3 保育サービスの充実
- 4 特色ある保育の実施
- 5 子育て家庭の負担軽減
- 6 子育て支援環境の整備

施策の内容

6-1-1 結婚促進のための支援施策の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 人口増対策を目的とした結婚支援として、婚活イベントの開催や町への移住希望者とのお見合いなど、様々な形で男女の出会いの場を設けます。◆ 結婚新生活支援補助金の交付など、新婚家庭を支援します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 結婚活動支援事業◇ 結婚支援のための拠点づくり事業

6-1-2 こどもまんなか社会の形成

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 子ども・子育て支援事業計画や国のこども大綱に基づき、妊娠期・子育て期・学童期・思春期に至るまでの切れ目のない支援を行います。◆ こども家庭センターの母子保健と児童福祉の一体的支援の機能を発揮し、こどもの健やかな成長発達を支援するとともに、困難な状況にあるこどもやその家庭には関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施します。◆ 支援が必要な家庭に対し、保育園、学校、児童相談所などの関係機関と連携し、こどもの見守りや家庭支援を強化することで、児童虐待を防止し、こどもの権利を守ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ こども家庭センター運営事業◇ 大多喜町要保護児童対策協議会

6-1-3 保育サービスの充実

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 多種多様化する保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供するとともに、今後も職員の知識や能力の向上に努め、保育サービスの充実を図ります。◆ こども誰でも通園制度では、親が働いていなくても未就園児を保育園に預けられることで親の育児負担を軽減するとともに、専門職の保育により家庭だけでは得られない経験ができるようにするなど、子育て環境の充実を図ります。◆ 他地域からの保育園利用を受け入れることにより、町内保育園児が異なる背景を持つ人と関わることで、コミュニケーション能力や協調性が育まれ、豊かな人格形成の充実を図ります。
主な事業	◇ 保育園管理運営事業

6-1-4 特色ある保育の実施

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 保育園、小学校、中学校、高等学校まで英語教育を継続的に実施し、学びの連続性の確保を促進します。◆ 幼児教育では、スポーツや音楽を取り入れた斬新で魅力のある保育を実施します。◆ 本町の自然豊かな環境を活かした自然環境保育を充実します。◆ 園外保育を積極的に実施し、様々な人との交流や体験を通じて、自ら考え、判断し、表現できる人間性豊かなこどもを育むことを目指します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 特徴のある教育の展開事業◇ 自然環境保育事業

6-1-5 子育て家庭の負担軽減

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 出産祝金制度、こどもの入学時など成長の節目に合わせた支援、学校給食費補助、子ども医療費等の助成により、保護者を経済的に支援し、安心して子育てできる環境を整えます。また、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けてニーズを把握しながら引き続き支援を行います。◆ 不妊及び不育治療費の一部を助成し、こどもを望む夫婦への経済的負担軽減を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 少子化対策事業◇ 小・中学校教育振興事業◇ 児童手当支給事業◇ 子ども医療対策事業◇ 養育医療給付事業◇ ひとり親家庭等医療費助成事業◇ 不妊等治療費助成事業

6-1-6 子育て支援環境の整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 子育て支援センターでは、子育て相談や支援、親の育児力の強化など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図ります。◆ 放課後児童クラブでは、利用者のニーズに対応するため、国の方針に基づき運営体制の充実を図ります。◆ 地域住民の協力を得て、町全体で若者やこども・子育て世代を支えるための体制づくりを図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域子育て支援センター運営事業◇ 児童クラブ運営事業◇ こども家庭センター運営事業

／ 成果指標 ／

指標名	現状値	目標値
婚活イベント開催数	1回	1回
新生児訪問の実施率	100%	100%
1歳6か月児健診受診率	96.2%	100%
3歳児健診受診率	86.7%	100%
子育て支援センター 年間延べ利用者数	773人／年	800人／年

／ 関連計画 ／

計画名	計画期間
第3期大多喜町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度



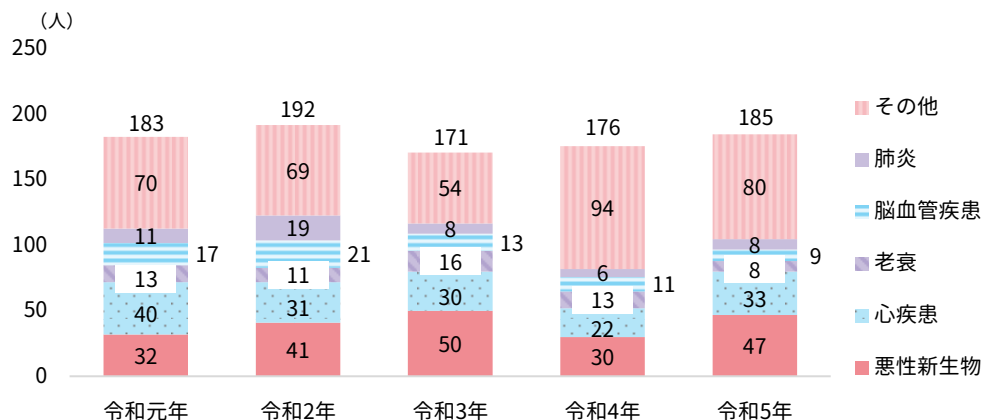
自然環境保育の一環で川遊びをすることもたちの様子

6-2 健康・医療

現状と課題

- 生活の質を維持向上していくためには、若い頃からの健康診査や各種疾病の検診（以下、「健（検）診」と表記します。）の受診率の向上に努めるとともに、保健医療データの分析や医療機関との連携に基づいた、効果的な保健事業を展開する必要があります。また、併せて、住民の主体的な健康づくりへの取組も推進し、健康行動への一歩を踏み出せない住民も自然に健康になれる環境づくりが求められます。
- 特定健康診査の受診率が40%台と県平均より高いものの、国民健康保険医療費では、慢性腎不全や糖尿病など生活習慣病に関連した疾患に係る医療費の割合が増加しています。
- 本町には、6つの医療機関がありますが、立地する地域に偏りがあるほか、小児科や産婦人科の専門医療機関がなく、休日・夜間や災害時の体制も十分とはいえない状況です。
- 住民意識調査の結果をみると、「保健・医療体制」が、継続して最も重要度が高い項目となっていることから、近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制整備を進めていくことが求められます。
- 感染症対策では、感染症予防知識の啓発を図り、感染症予防と早期対応に努めるなど、新たなウイルスによる感染症の対策なども必要となっています。

【死因別死亡数の推移】



基本方針



- 健康の維持増進、疾病の重症化予防により、生活の質の向上を目指すとともに、自助、共助、公助による「健康な生き方」ができる町に向かって支援します。
- こどもから高齢者まですべての世代が心身共に健やかに笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。

施策の体系

2 健康・医療

- 1 ライフステージに応じた健康意識の向上と健康行動の推進
- 2 住民との協働による住民主体の健康づくり活動の推進
- 3 医療体制の維持
- 4 感染症予防の推進

施策の内容

6-2-1 ライフステージに応じた健康意識の向上と健康行動の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 健康寿命の延伸及び生活の質の向上のために、健(検)診の必要性を広く啓発し、若い世代からの受診率の向上を図るとともに、受診しやすく、メリットを感じられるような健(検)診を実施し、受診率向上を目指します。◆ 自然に健康づくりへの意識付けができるまちづくりを目指します。◆ 健(検)診での検査結果や保健医療データを活かし、ターゲットを絞って医療機関と連携のもと生活習慣病の重症化予防を支援するとともに、町民に広く生活習慣病予防のための知識の普及を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ がん検診事業◇ 健康増進事業

6-2-2 住民との協働による住民主体の健康づくり活動の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 住民が主体的に継続的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりを行うグループ等に対して、健康ポイント制度や地域支え愛サポーター制度、高齢者サロン補助金等、住民個人とグループに対し必要な施策を継続して実施していきます。◆ 誰もが住み慣れた地域において健康で充実した生活を送れるよう、健康・食育サポーターや介護予防ボランティア等を養成し、ボランティアとの協働による健康なまちづくりを目指します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 健康増進事業◇ 地域介護予防活動支援事業

6-2-3 医療体制の維持

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ この地域にある医療資源を最大限に活かし、町民の方々にとって必要な医療が受けられるよう、他市町や関係機関と連携し、医療体制の維持に努めます。◆ 生活習慣病の重症化予防のために、医療機関など関係機関と連携し支援します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 医療体制整備事業◇ 健康増進事業◇ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

6-2-4 感染症予防の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 感染症予防知識の啓発や各種予防接種の適切な実施により、感染症予防と早期対応に努めるとともに、新型ウイルスなど新たな感染症に対する予防対策を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 予防接種事業◇ 感染症予防対策事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
がん検診の受診率	17%	60%
特定健診の受診率	45.4%	60%
特定保健指導の実施率	30.4%	60%

関連計画

計画名	計画期間
おおたき健康まちづくりプラン	平成31年度～令和10年度
大多喜町国民健康保険第3期データヘルス計画及び 大多喜町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度
高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度



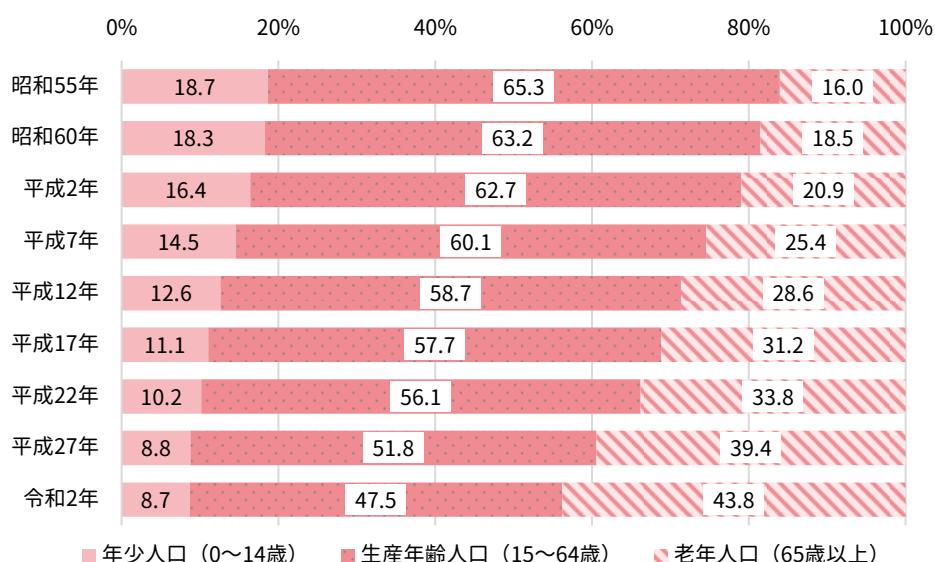
健康増進事業の様子

6-3 高齢者福祉

現状と課題

- 急速な高齢化が進んでおり、令和12年には、高齢化率は49.4%（国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計）に達する見込みです。
- 65歳平均自立期間をみると、男性、女性とも県平均よりも短くなっています。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した高齢者向け施設の確保や健康づくり事業の推進体制の充実、地域において助け合い支え合う環境づくり等を推進していく必要があります。
- 介護サービス等では、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービス提供力の確保に努めます。
- 明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者の健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図ることが求められます。
- 公共施設等のバリアフリー化を普及・推進するとともに、高齢者の社会参画活動や生きがいを促進していくことが必要です。

【年齢3区分別人口割合の推移】

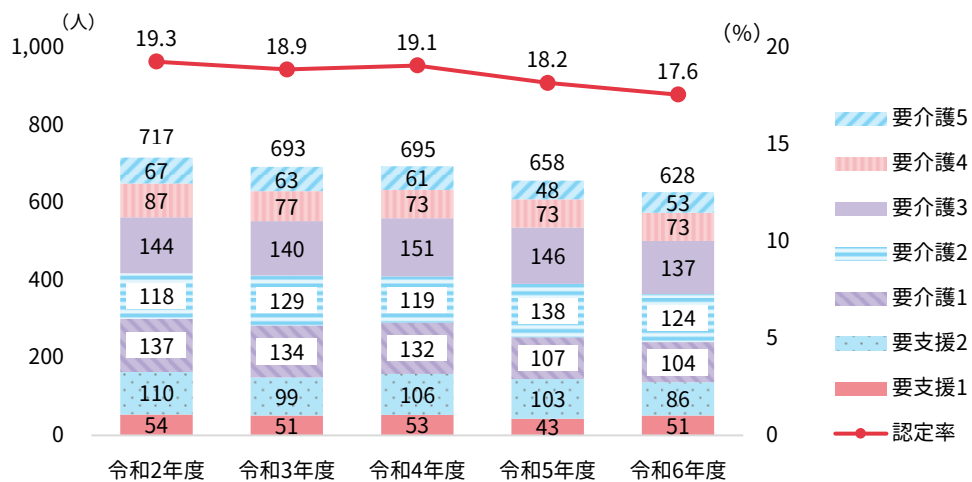


【65歳平均自立期間*（令和3年）】

	男性	女性
大多喜町	17.77歳	20.51歳
千葉県	18.17歳	21.06歳

*65歳平均自立期間：65歳以上の人が必要介護2以上の認定を受けるまでの期間を日常生活動作が自立している期間とみなし、その平均を算出した期間。

【要支援・要介護認定者の推移】



基本方針



- 各種高齢者向けサービスの充実を図るとともに、介護サービスを安定的に提供するためのサービス提供事業所及び人材の確保に取り組みます。
- 高齢期に健康で生きがいを持って自立した生活ができるよう、高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。

施策の体系



- 1 高齢者向けサービスの充実
- 2 サービスを提供する人材の確保
- 3 高齢者の健康寿命の延伸
- 4 家族介護者等への支援

施策の内容

6-3-1 高齢者向けサービスの充実

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 高齢者のニーズの高い介護保険サービス等では、近隣市町村の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの確保に努めます。◆ 介護保険サービスに限らず、高齢者が生活していく上で必要と思われる民間サービスの情報把握に努め、積極的に発信します。
主な事業	◇ 次期介護保険事業計画等策定事業

6-3-2 サービスを提供する人材の確保

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域やボランティアによる高齢者支援体制の維持・拡大に向けた取組を推進します。◆ 介護サービスを提供する人材の確保については、県の人材確保事業等を活用するとともに、介護事業者や町民に情報発信を行い、サービスを提供する人材の確保に努めます。◆ 介護人材の育成保護に向けた取組として、千葉県介護福祉士修学資金等貸付制度や、ハラスメント予防に係る周知を実施します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域介護予防活動支援事業◇ 介護人材確保対策事業

6-3-3 高齢者の健康寿命の延伸

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者健診の受診勧奨を強化するとともに、地域の健康づくりボランティアと協働して健康教室等を各地で開催し、心身の健康寿命の延伸を図ります。 ◆ 現在実施している介護予防事業の効果等を毎年検証し、より効果を高められるように取り組みます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護予防普及啓発事業 ◇ 地域介護予防活動支援事業 ◇ 老人福祉団体助成事業

6-3-4 家族介護者等への支援

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅における介護者の精神的又は経済的負担軽減を図ることを目的として、地域包括支援センターが相談に応じ、介護保険サービスや各種制度を調整することにより支援します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者在宅生活支援事業 ◇ 包括的支援事業 ◇ 家族介護支援事業

成果指標 /

指標名	現状値	目標値
自立している高齢者の割合	82.4%	82.6%
65歳平均自立期間	男性17.77歳 女性20.51歳 (令和3年)	延伸
介護予防教室・認知症予防教室 参加者数	20人	30人

関連計画 /

計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度

6-4 地域福祉

現状と課題

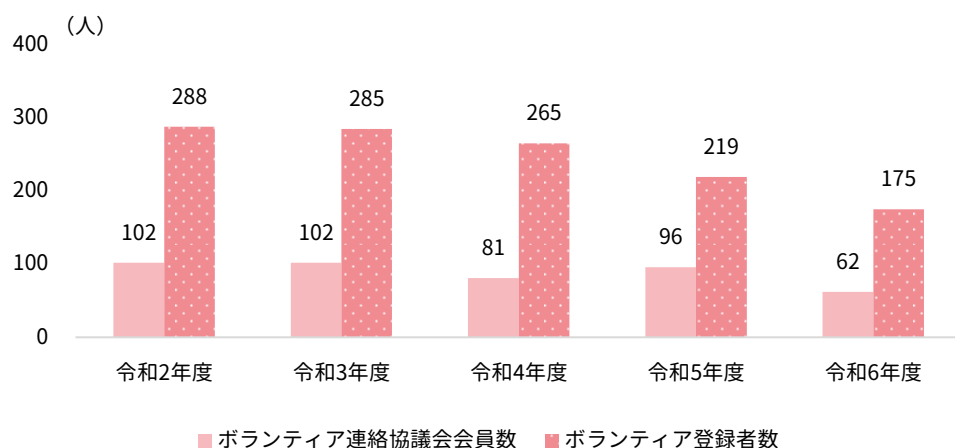
- 少子高齢化や核家族化の進行により、家庭内で支え合う力が低下する中、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者、障がい者など、支援を必要とする人が増加していることから、誰もが地域において自立した生活が送れるようにするためには、互いに支え合う体制づくりが求められます。
- 社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、各地域に設置された地域ぐるみ福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域において多様な福祉活動を展開しています。
- 他人への思いやりの心や助け合いの精神を醸成するための取組として、地域交流事業や世代間交流事業を実施していますが、更に高齢化が進行するに伴い、公的な福祉サービスの手が届かず、地域住民を主体とした福祉活動が期待される分野が増えているため、地域交流事業や世代間交流事業の充実が必要です。
- 地域福祉活動のより一層の活性化に向けて、町や関係団体、地域など地域福祉に関わる各主体の連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の活動に対して効果的な支援を実施していくことが求められます。
- ボランティアでは、ボランティア連絡協議会を中心にそれぞれの団体が活動していますが、1人の方がいくつものボランティア活動を兼務していることが多く、その方の負担が多くなっています。
- こどもから高齢者まで、地域において互いに支え合う意識を高め、地域福祉の担い手となるボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの高齢化も進んでいることから、若い世代の参加を促すため、学校教育を通じ助け合いの精神の醸成に努めます。

【高齢者世帯の推移】

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	3,570世帯	100.0%	3,434世帯	100.0%	3,380世帯	100.0%
高齢者のいる世帯	2,222世帯	62.2%	2,268世帯	66.0%	2,270世帯	67.2%
単独世帯	438世帯	19.7%	482世帯	21.3%	599世帯	26.4%
夫婦のみ	489世帯	22.0%	541世帯	23.9%	572世帯	25.2%
その他	1,295世帯	58.3%	1,245世帯	54.9%	1,099世帯	48.4%

(注) 単独世帯、夫婦のみ、その他の割合は、高齢者のいる世帯に対する割合

【ボランティア登録者数の推移】



基本方針



- 地域福祉の担い手の育成や福祉意識の高揚を図り、互いに支え合う体制づくりを促進します。
- 地域福祉活動に関わる各主体の連携を強化するとともに、関係機関の活動が活性化するような適切な支援を行います。

施策の体系

4 地域福祉

- 1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
- 2 助け合いの精神にあふれた人づくり

施策の内容

6-4-1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 各種関係団体との協力により地域福祉に関する各種サービスを推進し、その活動内容を周知することにより、連携・協力体制の強化を図ります。◆ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係団体の福祉活動が活発にできるよう、各団体が抱える諸問題、ニーズを見極め、支援体制の強化を図ります。◆ ボランティアの養成・研修機会の拡充や情報提供の充実を図ることにより、多様なボランティアの発掘・養成を進めるとともに、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動を支援します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 社会福祉関係団体助成事業◇ 民生委員活動事業

6-4-2 助け合いの精神にあふれた人づくり

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 学校教育における福祉教育を推進するとともに、生涯学習の場をとおして高齢者や障がい者等と地域住民との交流事業や世代間交流事業を充実させることにより、助け合いの精神にあふれた人づくりを推進します。
-------	--

成果指標 /

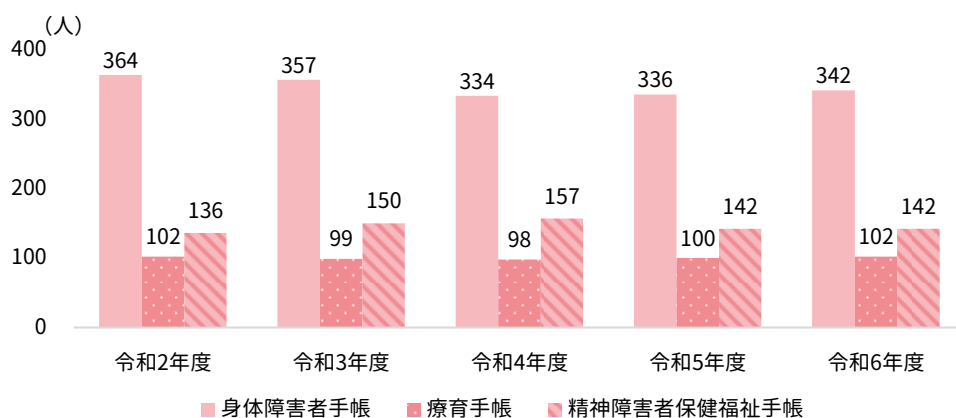
指標名	現状値	目標値
ボランティア連絡協議会会員数	46人	46人(現状維持)

6-5 障がい者福祉

現状と課題

- 障がい者数の推移をみると、身体障害、知的障害及び精神障害の3障がいとも、同程度に推移しています。
- 障がい者施策では、民間の協力を得ながら、障がい者(児)が日中活動を行う事業所の拡充や療育・発達支援の体制強化などに取り組んできました。
- 障がい者は、年齢や障がいの重さ・部位、生活状況などが様々で、一人ひとりが多種多様な支援ニーズを持っていることから、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けては、まだ十分とはいえない状況です。
- 障害者総合支援法の「入所等から地域生活への移行」の指針に沿った環境づくりをより一層進めていく必要があり、障がい者や家族等が必要とする情報の収集・提供や相談体制の整備、障がい者の就労促進に向けた企業等への啓発活動、障がいの早期発見・早期治療の推進等に取り組むことが求められます。
- 子育て期では、関係機関と連携しながら、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、疾病や障がいの予防、早期発見に取り組んでいくことが必要です。
- 障害福祉サービスでは、利用量は年々増加傾向にあり、不足しているサービス事業の業種はありますが、利用できるサービスについてはほぼ割り当てられていることから、必要とされるニーズを把握しながら、不足しているサービスの充実に努めることが必要です。

【障害者手帳所持者数の推移】

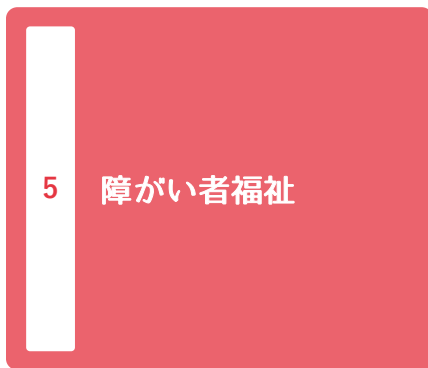


基本方針



- 障がいの有無にかかわらず、地域において自分らしくいきいきと生活ができるまちづくりを進めます。

施策の体系



- 1 地域生活への移行支援の充実
- 2 啓発・権利擁護の推進
- 3 こどもへの支援体制の充実
- 4 就労支援の強化
- 5 安全・安心な暮らしの確保
- 6 生活の質の向上支援

施策の内容

6-5-1 地域生活への移行支援の充実

施策の方向	◆ 障がい者の自立生活の継続や施設入所者、長期入院者の地域生活への移行促進を図るため、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や各種生活支援サービスなど、ニーズに応じた支援に努めるとともに、不足しているサービスの確保に努めます。
主な事業	◇ 障害者福祉事業

6-5-2 啓発・権利擁護の推進

施策の方向	◆ すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動やきめ細やかな相談支援を推進するとともに、障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めます。
主な事業	◇ 障害者福祉事業

6-5-3 こどもへの支援体制の充実

施策の方向	◆ 地域のこども・子育て支援施設や療育機関、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。
主な事業	◇ 障害者福祉事業

6-5-4 就労支援の強化

施策の方向	◆ 企業等での雇用を積極的に促進するとともに、農福連携事業を推進し、障がい者の就労の拡大を図ります。 ◆ 企業等への就職が困難な人への福祉的就労機会の確保を図るとともに、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。
主な事業	◇ 障害者福祉事業

6-5-5 安全・安心な暮らしの確保

施策の方向	◆ 障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防災、防犯などの面で障がい者への配慮に努めるとともに、障がい者にとって住みやすいまちづくりに努めます。
-------	--

6-5-6 生活の質の向上支援

施策の方向	◆ 障がい者一人ひとりの生活の質の向上や心身機能の維持・回復を図るため、疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取組を促進するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動など幅広い活動への参加を促します。
主な事業	◇ 障害者福祉事業

／ 成果指標 ／

指標名	現状値	目標値
障がい者福祉サービス延べ利用者数	1,578人	1,840人

／ 関連計画 ／

計画名	計画期間
第4次障がい者基本計画	令和3年度～令和8年度
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度



いすみ地域活動支援センターレインボーの生活支援事業の様子



就労継続支援 B 型事業所「上総小農苑めぐり」の養鶏作業の様子



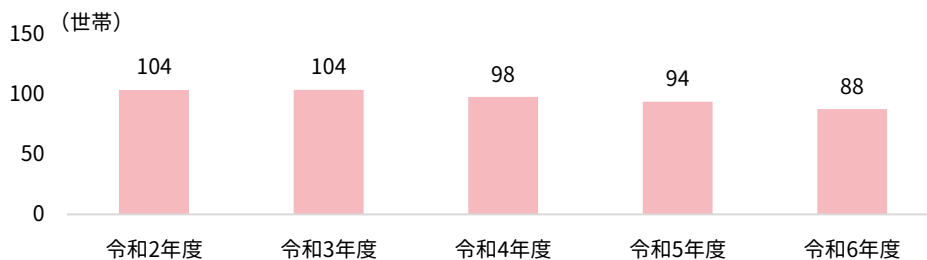
福祉施設「風の村」の果樹収穫の様子

6-6 社会保障

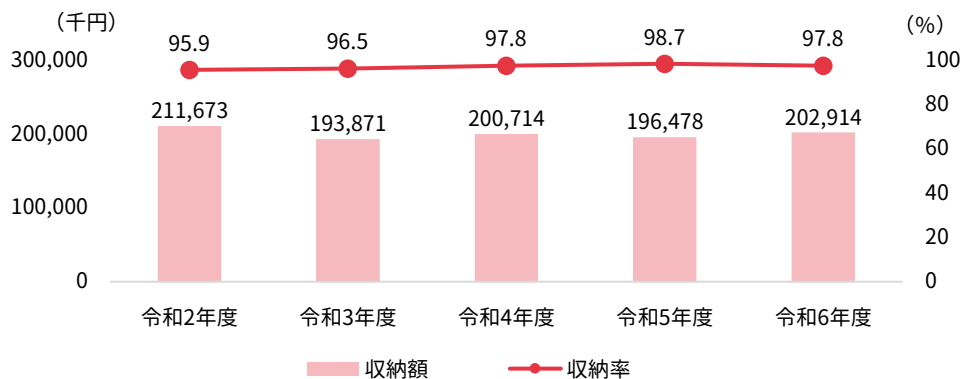
現状と課題

- 生活保護に関しては、制度実施機関である県と連携しながら、相談に適切に対応するとともに、就労可能な被保護者については自立に向けた支援に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度については、貧困の連鎖を防ぐ目的で生活保護世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯等の小学4年生から中学3年生を対象に「子どもの学習支援事業」を実施していますが、対象者が限定的であるため制度利用者は伸び悩んでいます。教育委員会、各学校と連携し利用促進を図ることが必要です。
- 国民健康保険では、加入者に高齢者や低所得者が多いことから、財政基盤が脆弱な状況下での厳しい運営を強いられています。国民健康保険制度の広域化に伴い、県と町で財政運営を担うことになり、安定的な財政運営を目指し、制度の普及啓発と相互扶助意識の高揚に努め、保険税の収納率を高く維持することが求められます。また、マイナンバーカードの保険証としての利用促進も求められています。
- 国民年金制度は老後等における生活安定に不可欠な制度であり、将来にわたって持続できるよう適正な運用が求められていることから、国における年金制度の動向を踏まえ、町民に対し制度の正しい理解の浸透を図る必要があります。

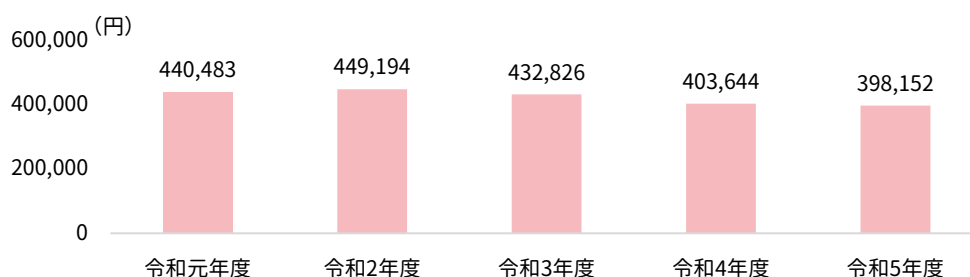
【生活保護世帯数の推移】



【国民健康保険税収納率の推移及び収納額の推移】



【国民健康保険被保険者1人当たり医療費の推移】



基本方針



- 社会保障制度について住民の理解を高め適正に運用することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の体系

6 社会保障

- 1 低所得者福祉の充実
- 2 国民健康保険の充実
- 3 国民年金制度啓発活動の充実

施策の内容

6-6-1 低所得者福祉の充実

施策の方向

- ◆ 関係機関との連携を図り、低所得者のニーズに合った支援策（生活保護・生活困窮者自立支援制度等）へつなげ自立を支援します。

6-6-2 国民健康保険の充実

施策の方向	◆ 国民健康保険の健全化を図るため、国民健康保険税の収納率の向上、生活習慣病予防のための特定健診や特定保健指導などの保健事業の充実等による医療費の抑制に努めます。
主な事業	◇ 特定健康診査等事業

6-6-3 国民年金制度啓発活動の充実

施策の方向	◆ 広報紙を活用し制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、年金相談や未加入者への加入促進に努めます。
-------	---

成果指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険税収納率(現年分)	97.8%	99%
国民健康保険被保険者 1人当たり医療費	398,152円	382,000円

関連計画

計画名	計画期間
大多喜町国民健康保険第3期データヘルス計画及び 大多喜町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度